

令和7年3月19日（水）
島根県教育庁総務課
課長 野々内昭浩
課長補佐 山崎明
電話番号 0852-22-5407

職員の処分について

のことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 該当職員

- (1) 所属 県西部の県立学校
(2) 職名 会計年度任用職員
(3) 年齢 69歳
(4) 性別 男性

2 事案の概要 当該職員は、令和7年2月1日（土）午後6時頃、邑智郡内で自家用車を運転中、巡回中の警察官に停止を求められ、呼気検査を行った。その結果、呼気1リットル当たり0.15mg以上のアルコールが検知されたため、酒気帯び運転で検挙された。

3 処分内容 懲戒処分「停職 令和7年3月31日まで」
※ 量定としては「停職 3月」相当と判断するが、当該職員の任期が令和7年3月31日までであり、任期末日までの処分とした。

4 発令日 令和7年3月19日

5 処分理由 当該職員の行為は、県民の県行政に対する信頼を著しく損なうものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項1号及び同項第3号に該当するため、厳正に処分した。

6 管理監督者 (1) 処分対象者 校長、事務長
(2) 処分内容 厳重注意

7 その他 服務規律の確保について各職員への徹底を図るよう、本日付で全所属長に対して文書通知を行った。